

町田市福祉有償運送運営協議会設置要領

第1 設置

町田市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性並びに福祉有償運送の実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保について協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、町田市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

第2 協議事項

運営協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送の登録、法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価等に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなった場合における合意の解除に関する事項
- (3) 運営協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し運営協議会が必要と認める事項

第3 構成

1 運営協議会委員は、委員10人以内をもって組織する。

2 運営協議会委員は、次に掲げる者とする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 公共交通に関する学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 東京運輸支局長の指名する職員 | 1人 |
| (3) タクシー事業者等交通機関関係者 | 1人 |
| (4) タクシー運転者組合等の代表 | 1人 |
| (5) 福祉有償運送実施団体の代表 | 1人 |
| (6) 福祉有償運送の利用者の代表 | 1人以内 |
| (7) 地域住民の代表 | 1人以内 |
| (8) 町田市職員 | 2人以内 |

3 特定非営利活動法人等による道路運送法第79条の登録等に関する協議を行う場合、当該運送主体の代表者は運営協議会に参加することができる

ものとする。ただし、議事決定に関与することはできない。

- 4 運営協議会委員が所属する特定非営利活動法人等による道路運送法第79条の登録等に関する協議を行う場合、当該委員は議事決定に関与できない。

第4 委員の任期

運営協議会委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第5 運営協議会の運営

- 1 運営協議会委員の互選により、運営協議会会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、運営協議会の議長を務める。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 運営協議会の議事方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 運営協議会の庶務は、地域福祉部福祉総務課が行う。

第6 運営協議会の開催

- 1 運営協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて、運営協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

第7 書面による審議

- 1 前号の規定に関わらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を発議することができる。
- 2 書面による調査審議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。
- 3 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

第8 守秘義務

委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第9 協議結果の取扱い

- 1 運営協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 運営協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸

支局等へ申請を行うものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮ってこれを定める。

附 則

この要領は、平成17年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、2008年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2009年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2009年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、2010年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、2021年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、2022年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2025年4月1日から適用する。